

オンライン請求の保険医療機関・薬局の皆様へ

大阪府国民健康保険団体連合会

オンライン請求の保険医療機関等が紙媒体の返戻レセプト (付箋) から再請求の手順を判別する方法について

厚生労働省通知（令和5年1月23日付け保連発0123第1号等）により、やむを得ない場合の必要な対応でなければ、紙媒体のみで返戻されたレセプトを除き再請求はオンラインによるものと示されました。

また、紙媒体の返戻レセプトは、令和6年9月まで、オンラインにより再請求するものも含めて従来どおり審査支払機関から送付することとされています。

そのため、紙媒体の返戻レセプト（付箋）から「オンラインにより再請求するもの」と「紙媒体の返戻レセプトにより再請求するもの」を判別する方法を以下のとおり取りまとめましたので、再請求する際にはご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、異なる審査支払機関にオンラインにより再請求する場合（国保⇔社保に変更等）や異なる点数表で再請求する場合（DPC⇔医科に変更等）は、一次請求分の請求ファイルを作成して請求する（初回請求として月遅れレセプトと同様に作成）とされていますので、併せてご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

返戻再請求の方法

紙媒体の返戻レセプト	再請求の手順
別紙様式の付箋が添付されるレセプト	オンラインから返戻データをダウンロード（直近3か月分のみ可能）して、医療機関等のレセコンに取り込んで修正した上で、オンラインにより再請求します。※（紙媒体の返戻レセプトは、確認用のみ使用します。）
別紙様式でない付箋が添付されるレセプト	オンラインから返戻データは送付されませんので、紙媒体の返戻レセプトを用いて再請求します。

また、オンライン請求システムの操作方法については、同画面に掲載されたオンライン請求システム操作手順書をご覧ください。オンライン請求システムヘルプデスク（0120-60-7210）までお問い合わせくださるようお願いします。

一次審査の返戻付箋（歯科）

ページ番号：000,001-000

返戻（照会）付せん（歯科・ ）

医療機関コード・名称： 調中
 患者氏名：
 受付番号：

この診療報酬明細書については、下記の理由により返戻いたしますので、
 整備のうえ、この付せんに貼付したまま、次回請求時にご提出ください。

返戻理由欄

診療項目	一連番号	返 戻 事 項

この付箋が添付される返戻レセプトの再請求の
 手順は、以下のとおりです。

- 1 オンラインから返戻データをダウンロード
- 2 医療機関等のレセコンに取り込んで修正
- 3 オンラインにより再請求

なお、紙媒体の返戻レセプトは、確認用のみ
 使用します。

注意事項欄

1. 再提出の際は、この付せんに貼付して、翌月分に含めて再提出してください。

令和 年 月 日 大阪府 国民健康保険診療報酬審査委員会
 大阪府 国民健康保険団体連合会

(A 4版) (レセプトの前に添付)

二次審査の返戻付箋（再審査等請求内訳票）（歯科）

ページ番号：000,001-003

再審査等請求内訳票（ ）

保険者番号又は実施機関番号：
 整理番号： 請求回数：
 診療年月： 年 月 区分：
 都道府県番号： 2 7 点数表番号： 医療機関コード：
 記号： 番号：
 患者氏名：

保険者（負担者）番号 受給者番号 療養の給付 一部負担金 食事・生活療養 標準負担額

国保
 公1
 公2
 公3
 公4

この付箋が添付される返戻レセプトの再請求の
 手順は、以下のとおりです。

- 1 オンラインから返戻データをダウンロード
- 2 医療機関等のレセコンに取り込んで修正
- 3 オンラインにより再請求

なお、紙媒体の返戻レセプトは、確認用のみ
 使用します。

再審査等請求理由	再審査等結果
1	

増減点	療養の給付	一部負担金	食事・生活療養	標準負担額	請求理由	責任	請求数	処理	診療科	再々審
					国保 公1 公2 公3 公4					

【オンライン請求医療機関の皆様へ】
 本レセプトは別にオンラインで電子レセプトを送信していますので、オンラインにより再請求する場合は不要となります。

(A 4版) (レセプトの後に添付)

